

桜美林大学国際寮寮則

(目的)

第1条 桜美林大学学生寮規程（以下「学生寮規程」という。）に基づき、桜美林大学国際寮（以下「国際寮」という。）の管理運営に必要な事項を定める。

(適用)

第2条 本寮則に定めのない事項は学生寮規程の定めを適用し、本寮則と学生寮規程の定めが異なる場合には、学生寮規程の定めが優先して適用される。

(入寮資格)

第3条 国際寮に入寮することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 桜美林大学、桜美林大学大学院、又は桜美林大学日本言語文化学院に在籍する学生(入学を許可された者を含むものとし、以下「桜美林大学生等」という。)であり、入寮審査を経て入寮を許可された者
- (2) 桜美林大学交換留学生又は海外からの短期プログラム生で入寮を許可された者
- (3) その他、桜美林大学生等で、桜美林学園事業開発部長(以下「事業開発部長」という。)が入寮を許可した者

(遵守義務)

第4条 国際寮の寮生（以下「寮生」という。）は、桜美林大学の学生としての行動に自覚と責任を持ち、本寮則を遵守し、規律ある共同生活を行わなければならない。

(寮生の責任)

第5条 寮生は次の事項について責任を有する。

- (1) 安全、清潔、かつ良好な生活・勉学環境を維持すること。
- (2) 防犯・防火管理、災害防止、その他国際寮の管理運営を行うため事業開発部長が指定した者（以下「管理人」という。）の指示に対し積極的に協力すること。
- (3) 近隣住民との相互理解に留意した行動をとること。

(禁止事項)

第6条 国際寮（敷地内を含む。）においては、次の行為を禁止する。

- (1) 居室を居住以外の目的で使用する事。
- (2) 寮生以外の者を居室内に立ち入らせること。
但し、家族の居室内への立ち入りは管理人の許可がある場合は認めることがある。
- (3) 所定の場所以外で来訪者と面会すること。
- (4) 貸与されている鍵を複製、譲渡、売却、又は転貸すること。
- (5) 政治的活動及び集会、又はこれに類する行為。
- (6) 販売、顧客勧誘等の営利行為、又はこれに類する行為。

- (7) 他の寮生の権利を侵害する行為。
- (8) 寮の管理維持の妨げになる行為や寮内の風紀秩序を乱し、健全な寮運営を妨げる行為。
- (9) 騒音・異臭などで、寮居住者や近隣に迷惑をかける行為。
- (10) 相模原市や寮で定められたルール（曜日・時間・分別等）から逸脱した方法でゴミを捨てること。
- (11) ペット類を飼育すること。
- (12) 喫煙すること。
- (13) 飲酒すること。
- (14) 指定場所以外で調理すること。
- (15) 火器、ガス、炭、キャンドル、花火、バーベキューグリルなどを使用すること。
- (16) 事故等の要因となりうる危険物や、違法物（危険物、薬物等）を持ち込むこと。
- (17) 施設、設備及び備品等に工作を加え、又は破損すること。
- (18) 廊下、階段、テラス、非常口付近等、避難時の通路となる場所に物品等を置くこと。
- (19) 景観を損なうこと。
- (20) 管理人の許可なく自動車を敷地内に駐車すること。
- (21) 自転車の所定の場所以外への駐輪や寮指定のシールを貼付せず駐輪すること。
- (22) その他、管理人が禁止すること。

（寮生の権利）

第7条 寮生は、いかなる場合においても人種、性別、年齢、宗教、国籍などによって差別せず、差別されることはない。

（レジデント・アシスタント）

第8条 国際寮の運営を円滑に行うために、寮生の中からレジデント・アシスタント（以下「RA」という。）を置く。

2 RAは、国際寮において公募し、管理人が書類選考と面接により選考を行い、推薦者を選出する。

3 事業開発部長は管理人より推薦者の報告を受け、RAを決定する。

4 RA選考に際しては、次の事項を考慮する。

- (1) 寮運営に主体的に取り組む姿勢
- (2) 語学能力
- (3) 生活態度

5 RAからチーフを選出し、チーフはRAメンバーの指揮・統率を図るものとする。

（RAの役割）

第9条 RAは管理人と協力して、寮生が住みやすい寮作りを行うとともに次の役割を担うものとする。

- (1) RA会議の開催と出席
- (2) 寮生への日常生活支援

- (3) 寮生への情報伝達
- (4) 寮生への寮則徹底の指導
- (5) 寮内行事の企画立案及び運営
- (6) 掃除機等の清掃物管理及びラウンジ等共有スペースの整理整頓
- (7) 災害対応に関する知識の取得、及び災害時の現場対応支援
- (8) その他、国際寮の管理運営に関連して大学が指定する活動

(外泊)

第10条 寮生が外泊する際には、事前に外泊届を管理人に提出しなければならない。

(外来者)

第11条 外来者は外来者名簿に記帳し、下記の定められた場所・時間のみ利用できるものとする。ただし、家族を居室に招き入れる必要のある場合は、管理人の許可を得ること。

場所 2階ホール、3階ラウンジ、4階ラウンジ、5階ラウンジ

時間 午前8時から午後10時迄

(居室への立ち入り)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該寮生の許可なく管理人、桜美林学園職員（以下「職員」という。）、又は事業開発部長が認めた者が居室に立ち入ることができる。

- (1) 火災、漏水、地震その他の災害等の緊急事態が発生し、又は発生の恐れがあるとき。
- (2) 人の生命又は身体に危険が生じ、又はその恐れがあるとき。
- (3) 設備点検、修繕その他施設の維持管理上で緊急に必要があるとき。
- (4) 前各号に準ずる緊急かつやむを得ない事由があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する際には、当該寮生に事前に通知の上、前項記載の者が居室へ立ち入る場合がある。ただし、前項に該当する場合は、事前連絡なく居室内に立ち入ることもある。

- (1) 設備点検、修繕その他施設の維持管理のための作業を行うとき。
- (2) 事前の外泊届がなく、かつ当該寮生と連絡が不能の状態が継続し、安否確認を行うとき。

(ホール及びラウンジの利用)

第13条 寮生はホール及びラウンジを利用することができる。ただし、利用後は掃除や後片付けをしなければならない。

2 貸し切りで利用する場合は、原則として利用日の7日前までに、利用責任者が申請し、管理人の許可を得なくてはならない。

3 前項について、利用終了後、利用責任者は寮管理人又は職員の立会いのもとで点検を受けなければならない。万が一、破損・汚損などが見られた場合には、利用責任者が弁償しなくてはならない。

(掲示物)

第14条 国際寮内における掲示は所定の場所に限るものとし、管理人に届け出て許可を受けなければならない。

(転室)

第15条 寮内の転室は、入寮者の責によらず居住に不適になった場合を除き、原則として認めない。

(寮費)

第16条 寮生は、管理人からの請求に基づき、別表1から別表5までのいずれかに該当する寮費等を所定の期日までに支払うものとする。

2 大学卒業生、大学院・日本言語学院修了者のうち、9月15日もしくは3月15日で退寮する学生の当該月の寮費は月額半額とするが、管理費は1か月分徴収するものとする。

(光熱水費)

第17条 居室における光熱水費は、別表1から別表5までに定める金額を上限として、寮費に含まれるものとする。

2 超過金額については、寮費等とは別に請求する。

(罹病の届け出)

第18条 入寮者は罹病した時には速やかに管理人に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第19条 本寮則第3条に定める資格を喪失した時は、速やかに退寮しなければならない。

(退寮時等の点検)

第20条 寮生が退寮又は転室する場合には、所定の期日までに管理人に届け出た上、管理人が指定する者の立会いのもとで退寮時の点検を受けなくてはならない。

2 前項の結果、部屋に破損・汚損などが見られた場合には、各自の責任において弁償しなければならない。

3 個人の持ち物は、各自の責任において全て処分しなければならない。

4 居室の鍵は、寮生本人が必ず管理人に返却するものとする。

(寮則違反)

第21条 寮則違反が発覚した場合には、管理人の判断により警告を行う。

2 違反が悪質な場合には、学生寮規程の定めに基づき事業開発部長が退去を命じる。また、桜美林大学学則第61条及び第62条(懲戒)に基づき、懲戒処分の対象となることがある。

(所轄)

第 2 2 条 本寮則は、事業開発部が所管する。

(改廃)

第 2 3 条 本寮則の改廃は事業開発部長の承認を経て行う。

附 則

本寮則は、平成 2 3 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

本寮則は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

本寮則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本寮則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本寮則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。